#### パートの仲間は手をつなごう!

#### 全労連 パ・臨のなかま NO.34

| 2012.7.25 発行 | 全労連証03-5842-5611 | 東京都文京区湯島 2-4-4 | E×-ル part@zenroren.gr.jp

衆議院·厚生労働委員会

# 有期にかかわる労働契約法改正案 わずか 3 時間半の審議で可決!

6月1日の衆議院本会議で趣旨説明が行われたものの、一体改革をめぐる与野党の駆け引きの中でまったく審議が行われていなかった「有期にかかわる労働契約法改正案」の審議・採決が7月25日、突如強行された。

この日は、参議院で一体改革に係る特別委員会が開催されていたため、厚労大臣が与党の質問中は衆議院厚生労働委員会を退席するなどきわめて不正常な運営にもかかわらず、たった3時間余の審議で採決してしまった。

質疑の中では共産党・高橋千鶴子議員や社民党・阿部知子議員が法案に反対する立場からさまざまな問題点を追求しただけでなく、法案に賛成した民主党や自民党、公明党なども「5年手前での雇止めが起きるのではないか」「無期に転換しても待遇改善が図られず、劣悪な処遇のままになってしまう」「19条は雇止め判例法理と同じにはなっていないのではないか」など法案の重大な問題点を指摘せざるを得ない状況だった。

共産党は「入口での規制」や、「有期雇用は 1 年までとし、それを超えれば無期雇用とみなす」等を 内容とする修正案を提出したが否決。原案が賛成多数(反対は共産・社民)で可決された。

今後、法案は衆議院本会議を経て参議院へ送られる。取り組みをいっそう強め、参議院段階で実効ある有期雇用規制をかちとろう。

## これではパート労働者の劣悪な状況は

### 改善されない パート労働法の実効ある改正に向けてパ臨連・厚労省交渉

パ臨連は7月25日、労働政策審議会での報告(6/21)に基づき、厚労省においてパート労働法改正法案

の作成が進められていることに対し、均等待 遇の実現にむけて法改正が実効あるものと なるよう、1時間の交渉をおこなった。

パ臨連らからの参加は、柳恵美子代表ほか 7人。

厚労省からは雇用均等児童家庭局短時間 在宅労働課近藤有希子係長、労働政策担当参 事官室市川雄三係長らが出席

冒頭、柳代表が、「労政審の建議はパート



労働者の劣悪な実態を反映したものとはなっていない。少しでもパート労働者の待遇改善が進み、パー

ト労働者が救われるような改善をしてほしい。私たちの思いをぜひ受け止めてほしい」とあいさつをおこない、要請書を手渡した。

厚労省からの回答をうけて質疑・要請を行った(詳細は後日)。

改正のスケジュールについては、可能な限り速やかに国会に提出したいとしながら、いつの国会に提出するかは未定であり、国会状況を見ながら、労政審への法案要綱諮問の適切なタイミングを計っているとした。

8条の改正については、有期要件が外れることで均等待遇が義務付けられる(職務・人材活用の仕組み等が同一の)パート労働者は、有期契約法の動向・パート労働者の構成の変化などもあり推計は困難だとしつつ、過去の調査結果によれば2.1%(現行3要件の対象は1.3%)には増加すると回答。微々たる改善でしかないことがはっきりした。

また、「職務・人材活用等に相違がある場合、基本賃金など労働条件の相違は、職務・人材活用等を



考慮して合理的な範囲でなければならないことになるが、その場合、どの程度が合理的かという基準は示すのか?」の追及に対しては、「労政審ではその点の議論は行われていない。行政指導を行う上でも基準がしっかりしていなければ事業主も対応に困ってしまう。今後の検討課題であり、改正法成立後の施行までにははっきりさせる必要がある。」という無責任な回答。圧倒的多数のパート労働者の待遇にかかわる重要な点

がほとんど議論もされずに法案化されようとしている恐ろしい事態であることがはっきりした。

参加者は「通勤手当や忌引き休暇にかかわる部分も含め、顕微鏡で見なければわからないような微々たる改善だ」「非正規労働者が主たる生計者となる厳しい現状があり、均等待遇に向けた改正が強く求められているのに、1年以上議論してきた結果がこれだけか!」「生協ではパートの店長もいるが、人材活用の仕組みが違うということで、正規との差が合理的とされてしまう。これで改善と言えるのか!」「職場交渉で改善をすすめようとしているが、パート法が改善の障害になっている」「自治体職場の非正規は法の谷間にあり、パート労働法の趣旨が生かされていない状態だ」「パート労働法はいったい誰を守る法なのか?」「大阪では45%が非正規労働者になっているが、これではちっとも改善されない」「厚労省は使用者におもねらず、均等待遇に向かって全力を尽くしてほしい」など、パート労働者の劣悪な実態を示しながら実効性ある改正となるよう強く要請し、交渉を終えた。

#### 要請項目

- 1. 均等待遇を速やかに実現するため、パートタイム労働法を早急に改正すること。
- 2. パートタイム労働法の改正にあたっては、「賃金、諸手当、休暇、教育・訓練、福利厚生、解雇、 退職その他の労働条件について、労働者が短時間労働者であることを理由として、通常の労働者との 差別的取り扱いをすること禁止し、均等待遇を確保する」ことを明記すること。
- 3.パートタイム労働法第8条については、3要件から「無期労働契約要件」と「人材活用の仕組み要件」

を削除し、職務内容が同じ短時間労働者についての差別的取り扱いを禁止すること。

また、職務内容に応じて「働きに見合った賃金」となるよう基準を設けること。

- 4. パートタイム労働法第9条(1項)は努力義務となっているが、均衡処遇の基準を明記し、罰則規定を設けること。
- 5. 通勤手当については、均等待遇とすること。
- 6. 忌引きなど慶弔休暇については、有給保障も含め均等待遇とすること。
- 7. パートタイム労働法の改正にあたっては、正規労働者の募集・採用の際、正規で働くことを希望する同じ職種のパート労働者の優先雇用を義務付けること。
- 8. いわゆる「フルタイムパート労働者」について、パートタイム労働法から除外しないこと。
- 9. パートタイム労働法を、国・自治体ではたらく短時間職員にも適用すること。
- 10. 全労連から労働政策審議会委員を任命すること。